


開催・平成27年2月4日

所管部課	子ども生活部・保育課	部長	榎本 豊		
件名	東大和市立保育園設置条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要旨					
(1) 趣旨					
<p>児童福祉法の改正により公立保育園の保育料の徴収根拠規定が法から削除されることに伴い、徴収根拠等を「条例」で規定する必要性が生じたため、一部改正を行う。</p>					
(2) 主な内容					
<p>「保育料」の条文を追加する。また、他の条文の文言整理を行う。</p>					
(3) 施行日					
<p>平成27年4月1日</p>					
(4) 影響及び効果					
<p>公立保育園に通園している園児の保護者から引き続き保育料を徴収することができる。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
<p>子ども・子育て支援新制度の施行に向け、平成24年8月に児童福祉法の改正（施行日は平成27年4月1日）。</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
(1) 平成27年第1回市議会定例会に、議案として提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。